

青森県報

第四千四百四十五号

平成三十年
五月二日
(水曜日)

目次

規則

○青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……一

告示

○道路の区域の変更……………(道路課) ……一

公告

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……二

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(保安課) ……二

○警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……四

公営企業

○青森県立中央病院汎用X線透視診断装置の購入に係る一般競争入札……………(病院課) ……五

規則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表第二号中「平成三十年四月一日から同年五月六日」を「平成三十年五月七日から平成三十二年三月三十一日」に、「十五分の一」を「三分の一」に改める。

附則

この規則は、平成三十年五月七日から施行する。

告示

青森県告示第三百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年六月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変更 の 区 間	変更 の 前後 別	敷地 の 幅員	敷地 の 延長	備考
----------	----------	-----	-------------------	--------------------	---------------	---------------	----

2	1
県道	国道
大鰐浪岡線	一〇一号
黒石市大字下目内澤字小屋敷添四一の一から 黒石市大字小屋敷字小屋敷村二二の一まで	西津軽郡鰹ヶ沢町大字北浮田町字平野二〇から 西津軽郡鰹ヶ沢町大字北浮田町字平野一五九の二まで
後	前
二六・〇〇メートルまで	二〇・六六メートルまで
二七〇・〇〇メートル	四三・〇〇メートル

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
メガ弘前駅前店
弘前市弘前駅前北地区土地区画整理事業地内一一街区
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 三 意見の概要
県の見解なし
- 四 意見書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所
- 2 期間

3 時間

平成三十年五月二日から同年六月二日まで
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十九号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成三十年五月二日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

- 一 講習の区分
法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間
平成三十年六月十八日（月）から同月二十五日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十分まで
- 三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(以下「検定規則」という。)に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成三十年五月二十一日(月)から同月二十五日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第五十号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成三十年五月二日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

- 一 講習の区分
 - 法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る追加取得講習
- 二 実施期間及び実施時間

平成三十年六月二十一日（木）から同月二十五日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十分まで
- 三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 四 受講定員

八人（予定）
- 五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

 - 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
 - 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明

書」という。）の交付を受けている者

- 3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
 - 4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
 - 5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 六 受講申込みの手続
 - 1 受講申込みの受付期間等
 - (一) 受付期間

平成三十年五月二十二日（火）から同月二十五日（金）までの間
 - (二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間
 - (三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。
 - 2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
 - 3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。
 - 4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

- (一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- (二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し
- (三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し
- (五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

- 1 青森県警察本部生活安全部保安課
電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

公 営 企 業

青森県立中央病院汎用X線透視診断装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年五月二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

汎用X線透視診断装置 一式

二 納入期限、納入場所及び入札方法

入札説明書による。

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成三十年六月一日までに青森県病院局運営部管理課に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目一の一
青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

4 提出部数 一部

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目一の一
青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

2 入札書の提出期限

平成三十年六月十三日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所
青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

平成三十年六月十三日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十三条及び第五百九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) X-Ray Fluoroscopy System.

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.

2 Time limit for tender:

11:00 a.m. 13 June 2018

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Management Division

Hospital Bureau

Aomori Prefectural Government

2-1-1 Higashitsukurimichi

Aomori city, Aomori 030-8553

Japan

Phone: 017-726-8037

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭